

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る国民年金保険料が未納となっていた。私の国民年金の加入手続は、母親がA町（現在は、B市）役場で行い、国民年金保険料も、最初の頃何回かは母親が立て替えて支払ってくれた記憶があることから、申立期間当時、C市で仕事をしていた私自身が当該期間の国民年金保険料を納付できなかったとしても、母親が納付していたのではないかと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に払い出されている記号番号の者の国民年金被保険者資格取得日及び最初の国民年金保険料納付日から、平成3年3月1日から同年3月20日までの間にA町において払い出されたものと推認でき、その時点において、時効により納付できなかった昭和63年12月を除く平成元年1月から2年3月までの保険料については、3年4月9日に過年度納付されている上、2年4月から3年3月までの保険料についても、現年度納付（納付日は不明。）されていることを踏まえると、申立人及び申立人の母親には未納期間を解消しようとする意思があったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、国民年金加入時に時効により納付できなかった昭和63年12月及び過年度保険料として継続して納付している直近の2年間を除き、未納期間は無く、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間については、平成3年4月から4年4月

までの間は現年度納付が可能であったほか、申立期間直後の3年5月以降の国民年金保険料が口座振替により納付されていることから、申立期間のみを納付していなかったとは考え難い。

さらに、B市役所A支所は、「申立期間当時、国民年金保険料の納付書については、年度分をまとめて送付しており、口座振替にする場合は、開始日をお知らせし、振替に間に合わなかった保険料を、納付書で納付していただくことになっていた。」としていることを踏まえると、当時、A町に住んでいた申立人の母親が、同町から送付された納付書で申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を55万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、55万4,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を15万7,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、15万7,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。



したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、14万5,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、14万5,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 19 日

平成 21 年 3 月 19 日に A 社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を 23 年 4 月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 23 年 4 月 20 日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、13万4,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を 41 万 9,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 19 日

平成 21 年 3 月 19 日に A 社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を 23 年 4 月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 23 年 4 月 20 日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、41万9,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健



康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、4万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を9万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、9万4,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を9万3,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、9万3,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 19 日

平成 21 年 3 月 19 日に A 社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を 23 年 4 月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 23 年 4 月 20 日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、14万2,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。



したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、21万5,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健

康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、2万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を 23 万 2,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 19 日

平成 21 年 3 月 19 日に A 社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を 23 年 4 月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 23 年 4 月 20 日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、23万2,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健

康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、16万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健



康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、13万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を 6 万 1,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 19 日

平成 21 年 3 月 19 日に A 社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を 23 年 4 月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 23 年 4 月 20 日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、6万1,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月19日

平成21年3月19日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を23年4月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成23年4月20日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健

康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、5万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該期間に係る賞与の届出を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準賞与額を 14 万 7,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 19 日

平成 21 年 3 月 19 日に A 社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が当該賞与に係る届を 23 年 4 月に年金事務所に提出したことにより、時効のため厚生年金保険の記録に反映されないこととなった。

納得できないので、私の年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 23 年 4 月 20 日に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行ったことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、申立人の当該期間に係る標準賞与額を年金額の計算の基礎となる記録とすべきものと考えられる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、14万7,000円に訂正することが必要である。